

平成 29 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成29年 6 月 8 日 開会

平成29年 6 月16日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第31号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 平成29年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 平成29年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 平成29年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 平成29年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 町長の給与の特例に関する条例について
- 議案第37号 宝達志水町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宝達志水町過疎地域自立促進対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例について
- 議案第39号 字及び小字の区域並びに名称の変更について
- 議案第40号 町道路線の認定について
- 議案第41号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 議案第42号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の一部変更について
- 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第1号 専決処分の報告について
専決第1号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成28年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 報告第6号 平成28年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第7号 平成28年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第8号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第9号 専決処分の報告について
専決第6号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第10号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第11号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成29年6月8日（木曜日）

◎出席議員

1 番	林	稔	7 番	守 田 幸 則
2 番	塚 本 勇 仁		8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六		9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛		10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷		11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎		12 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 栄 忍
主 幹	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
副 町 長	松 浦 敏 昭
総 務 課 長	近 岡 和 良
危 機 管 理 室 長	村 井 康 志
情 報 推 進 課 長	藤 本 清 司
財 政 課 長	村 井 仁 志
企 画 振 興 課 長	一 家 剛
住 民 課 長	荒 井 雅 子
税 務 課 長	定 免 文 江
健 康 福 祉 課 長	村 山 敬 一

健康づくり推進室長	小川智子
農林水産課長	越野好則
地域整備課長	安達大治
会計課長	松田真由美
宝達志水病院事務局長	岡田正人
教育長	山岸芙美
学校教育課長	金田成人
学校教育課担当課長	宮城宏
生涯学習課長	定免敏彦
文化財室長	村井伸行

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第31号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第32号 平成29年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第33号 平成29年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第34号 平成29年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第35号 平成29年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第36号 町長の給与の特例に関する条例について
- 日程第10 議案第37号 宝達志水町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第38号 宝達志水町過疎地域自立促進対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例について

- 日程第12 議案第39号 字及び小字の区域並びに名称の変更について
- 日程第13 議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第41号 石川県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 日程第15 議案第42号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の一部変更について
- 日程第16 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 報告第1号 専決処分の報告について
専決第1号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算
(第6号)
- 日程第32 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別
会計補正予算(第6号)
- 日程第33 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成28年度宝達志水町後期高齢者医療特
別会計補正予算(第3号)

- 日程第34 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計
補正予算（第6号）
- 日程第35 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事
業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 報告第6号 平成28年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第37 報告第7号 平成28年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の
報告について
- 日程第38 報告第8号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計
予算繰越計算書の報告について
- 日程第39 報告第9号 専決処分の報告について
専決第6号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例
について
- 日程第40 報告第10号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町半島振興対策実施地域におけ
る固定資産税の特例に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第41 報告第11号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について
- 日程第42 同意及び諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第43 同意及び諮問案件の採決
- 日程第44 同意及び諮問案件以外の議案に対する質疑
- 日程第45 町政一般についての質問
- 日程第46 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（北 信幸君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課からビデオ・写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまから平成29年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北 信幸君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、8番 北本俊一君、7番 守田幸則君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北 信幸君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北 信幸君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、平成29年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果の報告がありますので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（北 信幸君） これより、本日提出のありました議案第31号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第11号 専決処分の報告について、専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの議案12件、同意12件、諮問3件及び報告11件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに、平成29年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、町政運営について所信の一端及び町政を取り巻く諸情勢について申し述べますとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について順次、御説明いたします。

まず、説明に先立ちまして、5月末に発生しました本町散田地内における変死事案について一言申し上げます。

犠牲になられました方には心から哀悼の意を表し、また、御家族に衷心よりお悔やみ申し上げます。本事案は、ひとり暮らしの高齢者に対する非道かつ卑劣極まりない行為であり、断固非難するとともに、この事案が早期に解決することを望むものであります。

この変死事案発生後、本町といたしまして地域の安全確保のために石川県警へ警備体制の強化を依頼し、全区長へのファクスやケーブルテレビ、ホームページなどにより住民の方々へ情報提供と注意喚起を行ってまいりました。また、児童生徒の登下校時にはボランティアの方々による見守りを強化していただきました。

本町としましては、防犯対策として今定例会にスクールバスのバス停にLED照明灯を新設する予算を計上しておりますほか、今後、町として取り組むべき防犯体制について早急な対応を検討中であります。

さて、就任から2カ月が過ぎ、職責の重さを強く感じております。「子どもたちに夢を」、子どもたち、そして若者が夢を持てる町をつくるために私は全精力を注いでいく、これが町長として最も大切な思いであります。これを念頭に少子高齢化と人口減少に歯ど

めをかけ、地域社会が継続可能な状況を目指してまいります。

人口減少は経済規模を縮小させ、社会のさまざまな機能を喪失させてしまうほか、自治体にとっては交付金や税収、公共料金の減収につながる大きな問題であります。これが慢性的に続けば自治体としての機能を保持し続けられない、または財政破綻等の状況に陥ってしまう。この町が自治体として存続し続けられない将来を受け入れる道は私は選びません。打つ手がないと悲観してしまうのではなく、眼前の事実を冷静に認識し、解決する道を模索し、困難に立ち向かう強い決意を持って前進していくことが必要です。

地域創生のために政府と同じ方向に向かって施策を立案し、その効果を上げるために迅速に取り組んでいくことを基本姿勢としてまいります。

次に、過疎地域の指定について申し上げます。

平成27年の国勢調査の結果公表に伴い、議員立法により過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布、4月1日に施行され、本町は過疎地域に指定されました。過疎地域自立促進特別措置法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするものであります。

過疎地域の指定を受けた市町村は、県が定めます過疎地域自立促進方針に基づき議会の議決を経て、過疎地域自立促進計画を策定し、各種財政上の特別措置を受けることが可能となります。過疎地域自立促進計画の策定については、現在、各課で対象となるハード・ソフト両面の事業を洗い出し、計画策定を鋭意進めており、今年度中の議会において提出することとしております。

次に、防災訓練について申し上げます。

平成28年の熊本地震では、一部被災市町村において行政機能が極度に低下し、支援要請を行うことさえも困難な状況や県を通じて市町村の状況把握が正確に行えない状況が生ずるなど、市町村における行政機能の確保及びその状況把握に関する課題が明らかになりました。市町村における行政機能の確保は、大規模災害時の初動対応から復旧、復興に至る対処を迅速に行うための基礎的な条件であり、その確保状況を迅速かつ的確に把握することにより、行政機能が低下した被災市町村が効果的かつスムーズに応援職員の派遣等を受け入れることが可能になります。

こうした観点から、国においては被災市町村の行政機能の確保状況を的確に把握するためトップマネジメント機能の有無、人的体制の充足状況及び庁舎施設の環境機能の3点を把握することとしております。

このことを踏まえ、各自治体はこの仕組みに携わる担当部署を決め、行政機能の確保の状況のために必要な措置を講じなければならないとされたところであり、本町にあっては総務課危機管理室を担当部署とし、国が求める行政機能の確保に取り組むこととしております。

本年の防災訓練につきましては、邑知瀉断層帯を震源とするマグニチュード7.6の地震により、震度6強の激しい揺れの観測、家屋の倒壊による多数の死傷者の発生、交通・通信網の寸断、さらにため池の堤防の決壊を想定した防災訓練を6月25日に実施することとしております。

訓練にあっては、役場庁舎に災害対策本部を設置し、町職員の参集訓練、広報訓練、情報伝達訓練及び避難所開設訓練を実施するほか、住民の方々にあっては従来の参加・体験型の訓練から、より本番に対応した実践型の訓練を行うこととしております。

これら訓練の実施により防災体制の改善と情報伝達の強化並びに各集落、また町民個人の防災意識のさらなる啓発に努めてまいります。御協力をお願いしたいと存じます。

また、先般、災害時における物資供給等を被災者に迅速に提供することを目的とした協定を民間事業者2社と結んだほか、災害における相互協力、高齢者などの地域住民の異常の有無などの情報提供及び安心して地域に生活できる環境づくりを目的とした協定を羽咋郵便局並びに町内の郵便局と結んだところであります。

今後もお一層、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

それでは、今定例会に提案いたします平成29年度の補正予算関係5件、条例関係3件、その他4件、人事関係15件、また平成28年度補正予算に係る専決処分の報告などの報告11件について、順次、御説明申し上げます。

まず、議案第31号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,659万2,000円を追加し、総額を66億3,059万2,000円とするものであります。

歳出の主なものとしたしましては、新たな年度に入り国及び県などから新たに補助金等の交付が決定されたことにより所要の予算措置を行うほか、保育所と小学校の統廃合問題

につきまして今後再検討をしていくことから、当初予算に計上されている関連事業であります保育所統廃合事業費、小学校統合準備事業費を減額するものであります。

具体的には、総務費では、コミュニティー助成事業助成金の採択を受け、免田区及び杉野屋区の祭礼用具の整備や河原区の神輿修繕に要する経費を追加するものであります。

また、土地開発基金で保有している土地について、所期の取得目的が達成されず、今後も利活用が見込まれないことから、一般会計で買い戻しを行い、機動的な売却処分に対応するための所要の経費を追加し、直営診療所特別会計の廃止に基づく残余財産を繰上償還に備え減債基金へ積み立てるほか、昨年7月27日、国道249号柳瀬交差点で発生した死傷事故に伴い、死傷者家族に対する犯罪被害者等見舞金を追加するものであります。

民生費では、保育所統廃合を再検討していくに当たり、北大海第一保育所、宝達保育所、中央保育所の耐震診断を実施するため、所要の経費を追加するものであります。

衛生費では、町民センターの窓口カウンターにおいて、カウンターごとにスクリーンパネルで仕切り、相談者のプライバシーに配慮するため所要の経費を追加するものであります。

農林水産費では、イノシシなど野生獣の出没を抑制するため、いしかわ森林環境基金事業による周辺集落の里山林の伐採等、緩衝帯整備に要する経費を追加するものであります。

商工費では、さらなる町の魅力アピールや交流人口の拡大を図っていくことからキャッチコピーを活用した新たな観光ポスターや町の紹介動画を制作するほか、食をテーマとしたイベント開催に対する助成経費を追加するものであります。

消防費では、コミュニティー助成事業助成金の採択を受け、町消防団の活動備品整備に係る財源更正を行うほか、北川尻区の自主防災会へのデジタル無線機ほか防災備品の整備に係る助成金を追加するものであります。

教育費では、社会保険の適用拡大に基づく特別支援教育支援員の社会保険料を追加するほか、中学校費において学習支援員を新たに配置するための経費の追加、また志雄小学校及び宝達中学校において、いしかわ道徳教育推進事業の指定校として県指定を受けたことにより事業実施に要する経費を追加するものであります。このほか施設整備に要するものとしまして、防犯効果を高めるとともに生徒の通学の安全・安心を確保するため宝達中学校スクールバス停にLED照明灯を新設する経費を追加するものであります。

体育施設では、武道館が築35年近く経過し劣化が著しいことから、施設の長寿命化対策に要する経費とグラウンドゴルフ場横の遊歩道や休憩施設において、経年劣化に伴う修繕

等を行う経費を追加し、施設の適正な維持管理に努めていくほか、町内の体育施設の名称を新たな名称に改めたことに伴い、国道、県道等の主要道路に設置されている施設誘導看板の名称修繕に要する経費を追加するものであります。

そのほか各款の人件費において、本年度の人事異動に伴う職員構成の変動による増減が生じることから、組み替えによる所要の予算措置を行うものであります。

財源となります歳入予算については、分担金及び負担金、県支出金、財産収入、諸収入を充てるものであります。

次に、議案第32号 平成29年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万7,000円を追加し、総額を19億887万円とするものであります。

歳出につきましては、平成30年度の国民健康保険都道府県化に向けた国保情報の集約連携に伴うシステム改修に要する経費などを追加するものであり、歳入では、国庫支出金、保険税を充てるものであります。

次に、議案第33号 平成29年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、総額を1億7,911万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、過年度保険料の過誤納還付金及び還付加算金を追加するものであり、歳入では、諸収入を充てるものであります。

次に、議案第34号 平成29年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、資本的支出において、建設改良費1,010万円を増額するものであります。下石浄水場第一水源井の削井工事において、帯水層の関係からスクリーンを3カ所から4カ所に増設するほか、ポンプ設備等の施設を地下構造に変更するものであります。

なお、財源につきましては当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金を充てるものであります。

次に、議案第35号 平成29年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本年度の人事異動に伴うものであり、収益的支出及び資本的支出におい

て所要の措置を講ずるものであります。

続きまして、条例、その他、人事関係について御説明いたします。

まず、議案第36号 町長の給与の特例に関する条例についてであります。

本案は、私の給料月額を本年7月1日から今任期満了の日まで20%削減するものであります。

次に、議案第37号 宝達志水町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本町における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって本町の経済の活性化に資するため企業立地事業に対する助成を拡充する等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 宝達志水町過疎地域自立促進対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例についてであります。

本案は、本年4月1日に本町が過疎地域に指定されたことにより、本町の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大及び地域格差の是正に寄与することを目的として、固定資産の課税の特例に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第39号 字及び小字の区域並びに名称の変更についてであります。

本案は、今浜地区の県営圃場整備事業に伴い、従来の区画形質の変更が生じ、字の区域及び小字の名称を改めることとなったため、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 町道路線の認定についてであります。

本案は、町立宝達志水町病院開院により、町道宝達志水病院線を新たに町道に認定するため、道路法の規定により議決を求めるものであります。

次に、議案第41号 石川県市町村職員手当組合理約の一部変更について及び議案第42号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の一部変更についてであります。

本案は、組合を組織する市町村等うち、能美広域事務組合が解散したことに伴い組合理約の変更を行うものであります。

次に、同意第7号から同意第18号までは、農業委員会委員の任命についてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が従来の選挙制と市町村長の選任制の併用から市町村長の任命制に変更となったことにより、現委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するものであります。

委員には、宝達志水町今浜ヲ53番地、越後憲明氏、宝達志水町敷波ハの148番地1、大山幹雄氏、宝達志水町御館口20番地、北武氏、宝達志水町杉野屋ウ8番地の3、高下久昭氏、宝達志水町免田ホ25番地、中西智彦氏、宝達志水町柳瀬にの57番地、中橋義雄氏、宝達志水町小川ハ43番地、中村辰生氏、宝達志水町散田い53番地1、西山明夫氏、宝達志水町河原ヌ217番地、松田良計氏、宝達志水町走入チ29番地、森本信良氏、宝達志水町北川尻子64番地、山本一男氏及び宝達志水町聖川イ76番地、山本外幸氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号から諮問第3号までは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案につきましては本年6月30日をもって任期満了となる3名の人権擁護委員のうち、宝達志水町菅原エ92番地國井勤氏及び宝達志水町子浦レ148番地、井上由美子氏のお2人を再任いたしたく、また、宝達志水町出浜の宇野哲氏の後任として、新たに宝達志水町敷浪ハ170番地19、杉中由美子氏を法務大臣に推薦いたしたく、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

なお、任期満了を迎えられます宇野哲氏におかれましては、これまで人権擁護委員として人権侵犯の監視と救済、そして自由人権思想の普及高揚に御尽力されましたことに深く感謝を申し上げたいと存じます。

続いて、報告第1号から報告第5号までの5件は、いずれも平成28年度における各会計の補正予算において、専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第1号平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,596万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億5,912万円としたものであります。

歳入歳出予算のうち歳入にあつては、地方譲与税等の確定による更正を行っているほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算による補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては、総務費において減災基金及び町有施設整備基金並びに地域福祉推進基金の積立金として所要の経費を追加するものであります。

減債基金積立金では、旧土地開発公社用地の売却について、第三セクター等改革推進債の繰上償還に充当するため積み立てるものであります。

町有施設整備基金では、公共施設の長寿命化及び老朽化対策に備え、大規模修繕など施設整備の財源に充てるため積み立てるものであります。

また、地域福祉推進基金にあつては、民生費寄附金額の確定に基づき積み立てるものであります。

そのほか事務事業の精算及び財源の組み替え更正を講じたものであります。

以下、これから説明いたしますほかの会計につきましても、事務事業の精算に伴うものであります。

報告第2号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,627万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,408万2,000円としたものであります。

次に、報告第3号 平成28年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,802万7,000円としたものであります。

次に、報告第4号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,267万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,152万3,000円としたものであります。

次に、報告第5号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ368万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,356万1,000円としたものであります。

次に、報告第6号 平成28年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、総務費の財政事務を初め3事業であります。総額は2,002万8,000円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第7号 平成28年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

であります。

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、柳瀬地内国道249号沿線の配水管布設替工事費を繰り越すものであります。総額は1,925万8,000円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第8号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書の報告をするものであります。新病院固定資産購入費における医療機器等購入費を繰り越すものであります。総額は、2億899万1,664円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しや固定資産税等の特例措置、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しなどについて必要な改正を行ったものであります。

次に、報告第10号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

内容は、地方税の不均一課税に伴う減収補填制度を規定している半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用されている場合等を定める省令の一部を改正する省令が本年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第11号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、中低所得者層の税負担の軽減を図るため所要の改正を行ったものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（北 信幸君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎同意及び諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。同意第7号から同意第18号までの同意12件及び諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第7号から同意第18号までの同意12件及び諮問1号から諮問第3号までの諮問3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎同意及び諮問案件の採決

○議長（北 信幸君） これより採決いたします。

同意第7号 農業委員会委員の任命についてから同意第18号 農業委員会委員の任命についてまでの同意12件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第7号から同意第18号までの同意12件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（北 信幸君） 次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの諮問3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり人権擁護委員候補者として適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎議案に対する質疑

○議長（北 信幸君） ここで、同意及び諮問以外の議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（北 信幸君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番 塚本勇仁君。

〔2番 塚本勇仁君 登壇〕

○2番（塚本勇仁君） 貴重な時間をいただき、一般質問をさせていただきます。

町長にお聞きいたします。私は、先日開院いたしました町立宝達志水病院の東側に位置する旧志雄中学校の跡地と今年度解体の予定をしておる旧志雄病院の跡地の利活用について質問させていただきます。

旧志雄病院跡地、約4,000平米と聞いておりますが、本利活用について全3回の会議を行いアンケートをとった結果、住宅地、緑地公園、運動公園といった利用案があったとお聞きしております。また、旧志雄中学校跡地の利活用面積は2万平方メートル余りと聞いておりますが、本町が所有しておる遊休地の中でも最も広い町有地ではなかろうかと思っております。

先月、5月には待望の町立宝達志水病院も開院したところであり、跡地の確定測量も終了したと聞いていますが、今後の当該地の跡地利用計画にも速やかに検討していかねばならないのではないのでしょうか。

この跡地についても、平成26年度には地元区長や各種団体の方々による跡地利用懇談会が開催されたと聞いていますが、そのときの話によると、住宅地や企業誘致のための売却、また緑地公園としての休息施設や保育所としての児童施設などの多くの意見が提案され、貴重な意見として参考にすべきであったと聞いております。また、町長も選挙公約として人口減少対策としての定住促進のための住宅造成や積極的な企業誘致にも取り組みたいとの考えもあるようでございますので、病院建設が完了したこの時期より、速やかな検討を望むものであります。

そこで、具体的な計画として、いつごろまでにどのような手法で、どのような用途に活用するお考えなのかをお聞かせください。

なお、跡地利用が計画される経緯において、周辺地元住民にも情報を提供し、理解と協

力を求め進めていくことを望むものであります。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 塚本議員の御質問にお答えします。

旧志雄中学校跡地と旧志雄病院の跡地利用についてでございますが、旧志雄中学校跡地は、宝達志水病院の敷地を除いた面積は約2万8,000平方メートル、旧志雄病院跡地は約4,000平方メートルであり、両跡地ともまとまった土地として町の貴重な財産であります。

旧志雄中学校及び旧志雄病院の跡地利用については、平成26年7月に地域住民及び各種団体で組織する宝達志水町立志雄中学校等跡地利用懇話会を立ち上げ、その中でそれぞれの跡地の利用方針について討議した結果の報告を受けております。

主な利用具体案として、旧志雄中学校の跡地は、若者に定住してもらうための住宅地や若者が働ける企業の誘致、また緑地や自然林などで心が癒されるような広場の整備を希望する結果となっております。また、旧志雄病院の跡地についても、近隣が住宅地であることから住宅用地としての整備を望む声が多い結果となっております。

両跡地の活用につきましては、利便性等場所柄もよく、まとまった土地であることから懇話会の意見を踏まえ、人口減少対策、町の活性化のため若者の定住や移住の促進が図られる宅地造成を基本とした跡地利用を計画していきたいと考えております。

手法につきましては、過疎債等を活用し、町での整備を考えておりますが、民間活力の活用も視野に入れ進めてまいります。

今後、利便性が高い両跡地の有効活用を図るため、速やかに検討に着手し、早期に計画を策定したいと考えております。

○議長（北 信幸君） 次に、1番 林 稔君。

〔1番 林 稔君 登壇〕

○1番（林 稔君） 本日は貴重な時間をいただき、また、質問をさせていただきますことを感謝いたします。

私は、宝達志水町が石川県で一番元気な町になるよう、そう思い立候補しました。それで町の行政について質問をさせていただきます。

まず最初に、消防団の再編について。消防団は火災、自然災害や人命救助などあらゆる場面で出動がかかれば出動します。団員の多くは訓練や出動の経験を通して、みずからの

地域はみずからで守るという郷土愛護の精神に基づいて参加し、地域住民の安全を守るために昼夜問わず消防活動に当たっていますが、組織の再編についてどのようにお考えになっておられるのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、宝達志水町まち・ひと・しごと創生事業戦略の民間賃貸住宅の建設補助事業及び宝の住まいる応援事業について質問させていただきます。

両事業は、本町で生まれ育ち、町の将来を担っていく若者世代が暮らせる住宅や他の自治体から移住したくとも住宅が不足しているという状況から、居住環境の整備を目的として事業を進め、昨年の実績では民間賃貸住宅建設事業では1件、8棟の建設、宝の住まいる応援事業では25件の新築等があり、一定の成果は出ていると聞いております。しかし、若者世代が暮らせる居住環境の整備はまだまだ必要だと思います。早急な対応が求められているのではないのでしょうか。

特に賃貸住宅の建設が急務だと思います。結婚しても、若者世帯は1戸建て住宅の建設は費用の面から厳しく、まずアパート等の賃貸住宅に入居し、その後に住宅を建てる人が多いのではないのでしょうか。

宝達志水町はアパート等の賃貸住宅が少ないので、ほかの市や町で新婚生活を始めることが多く、そのままほかの市や町に定住してしまうことが人口の減少の一つだと思います。その対策が必要だと思います。

町でも民間賃貸住宅建設補助事業の実施やアパート等の賃貸住宅建設の促進を行っていますが、現在の民間賃貸住宅建設補助事業の要件では、1棟当たりの建設費が高くなり、またニーズが把握できないことから計画ができないということも聞いております。建設のスピードを図るため、事業の緩和やいろいろな取り組みを始めることが急務ではないかと考えます。

そこで質問ですが、民間賃貸住宅建設補助事業の昨年の実績及び今年度の申請や問い合わせについてお聞かせください。

次に、町は若い世帯の居住のためのアパート等の賃貸住宅の建設についてどう考えておられるのか。

次に、民間アパートの賃貸住宅の建設を促進するため、現在の民間賃貸住宅建設補助事業の要件を緩和することと上下水道の負担金の減、若者ニーズの調査を行い公表すること、住宅の情報提供の取り組みを行うことが必要であると考えますが、行っていく考えはおありでしょうか。

次に、賃貸住宅の建設のための民間住宅建設補助事業と1戸建て住宅の取得の支援のための宝の住まいる応援事業は別々な考え方ではなく一体となって周知や事業の展開を行っていくことが、よりよい結果が生まれることになると思います、いかがでしょうか。

次の質問は、宝達志水町にとって大切な5つの小学校の統合問題について、町長のお考えをお聞かせください。

次に、平成29年度予算の概要の中で小学校の複式は認めず廃校とありますが、もし複式になったら子どもたちに悪い影響が出るのではと感じてしまいましたが、どのような影響がありますか、教育長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 林議員の御質問にお答えします。

まず、消防団組織の再編についてです。

本町が直面する人口減少や団員の被雇用者の増加、中高年齢化等、地域防災力の中核である消防団を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした背景から、平成23年3月策定の第2次宝達志水町行財政改革大綱において、効率的な消防活動を目指すとして再編に向けた検討を初め、第3次行財政改革大綱では、現在の6分団から4分団に再編することとしております。

再編については、消防団役員会で検討が重ねられてきました。また、現在は6分団の定数149名、実団員数139名で活動しておりますが、団員の確保を図るとともに機能別消防団員制度の導入や女性消防団員の加入も検討しております。

今後も消防団の意見を尊重し、十分議論がなされた上で組織の再編と消防防災体制の強化を進めていきたいと考えております。

次に、民間賃貸住宅建設補助事業と宝の住まいる応援事業についての御質問ですが、宝達志水町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、町の定住人口の増加を図るため、また特に若者世帯が気軽に住める賃貸住宅を望む意見が多くあったことから、これの建設に対し費用の一部を補助する制度として、平成28年より民間賃貸住宅建設補助事業を行っております。平成28年度実績といたしまして、1件の建設がありました。今年度も1件の申請があったところです。

先日行われました推進会議の中で、総合戦略の各事業において1年間の成果や今後の課

題、見直しなどについて議論したところであります。今後も2年目の実施内容において推進会議などで議論を重ね、若者世帯などが気軽に住めるアパート建築に対する補助を継続するとともに、入居者がそのまま本町に住むことを望むような魅力ある制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、宝達志水町まち・ひと・しごと総合戦略の各事業には、宝の土地活用推進事業や宝の住まいる応援事業など町有地の有効活用や若者世帯に対する家賃補助、そして、その他子育て支援事業等を一体的に周知、PRを実施し、若者の定住人口の増加に努めていきたいと考えております。

次に、小学校の統廃合問題につきましては、少子化の進行を踏まえ、昨年度は統廃合計画を進めてまいりましたが、地域の核である小学校の廃校により人口減少に拍車がかかるのではないかと懸念しております。そのため、この7月からタウンミーティングを開催し、丁寧に地元住民の声を聞いた上で、できるだけ早い時期に学校配置のあり方を検討し、議会とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、細部については教育長から説明させますので、御了承願います。

○議長（北 信幸君） 教育長 山岸芙美君。

〔教育長 山岸芙美君 登壇〕

○教育長（山岸芙美君） 林議員の御質問にお答えします。

複式になると子どもたちに悪い影響があるかとの御質問ですが、このまま統合しなければ、平成35年度に宝達小学校で複式学級が出現します。複式学級を行うことについては、同じ学級の中に1人の先生が2つの学年を受け持つので、1時間の授業のうち先生の直接的指導を受ける時間が半分、あとの半分は児童が自学自習することになり、十分にきめ細かな指導をする時間が確保しづらくなります。

加えて、教育課程においては、例えば1、2年生には生活科がありますが、3年生以上にはないことや5、6年生には外国語活動や家庭科があり4年生にはないなど、学年によって取り組む教科に違いがあるためカリキュラムを組む上で弊害が出てきます。こういったことから教師の負担も大きくなります。

また、運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすいことやクラスがえができないことなどから人間関係や相互評価等が固定しやすくなります。

以上のことから悪い影響があるかと問われれば、あると言わざるを得ないと考えております。このような考え方から、宝達志水町小学校及び保育所統廃合検討委員会では、小学

校において複式学級は認めず廃校とすること、時期は、教育環境の充実の観点から早期の対応が必要であり、遅滞なく統合すべきであると報告を受けております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 1番 林 稔君。

〔1番 林 稔君 登壇〕

○1番（林 稔君） まず最初に賃貸住宅建設のことですけれども、すみません議長、何か自分の質問に対してのあれですね。

○議長（北 信幸君） 再質問は、答弁漏れに対しての再質問ということでございます。

○1番（林 稔君） 賃貸住宅の若者のための住宅を一刻も早く、そしてまた各校下ごとにつくることによって、先ほど教育長が言われたような平成35年度に宝達校下が複式になるということも、とめることができると私は思っております。全てのことがつながっているんで、全てのことをトータル的に考えていただいて人口減少をとめること、そのことに一点集中することによって、小学校に子どもが増えるということで推し進めていっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 林議員の質問にお答えします。

今、御提案ありましたとおりにいろいろな事業を展開しておりますが、これを融合させるというか、どんな政策環境が人にとって魅力あるものになるかどうかを考えまして、ご提案のあったとおりに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 次に、4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 私は、町長選挙時の公約にも掲げておりました中から、4点ほど町長に御質問したいと思っております。

まず、保育所の統廃合についてでございます。

現在、町保育所が5カ所ありますが、そのうち中央保育所は昭和51年、北大海第一保育所は昭和51年に建設、また宝達保育所におきましては昭和47年に建設、いずれも築40数年以上経過しており、非常に危険な状況であると思われまます。

町内には平成17年に建設の南部保育所、平成22年に建設の相見保育所、いずれも木造平屋建て耐震化になっております建物が2カ所ございます。児童の安全性を考えますと、この2施設への統合が急務と思われるのですが、町長はどうお考えか再度お聞きいたします。

また2点目で、小学校の統廃合について、今ほど林議員の質問の中にもありました、その重複する面もあると思いますが、私なりの質問をさせていただきます。

まず、押水第一小学校は現在91人の生徒数、平成31年には83人と8人減少する状況になります。それとあわせ平成30年には宝達小学校に新たに入学する生徒が9人、それから31年には押水第一小学校では9人、非常に少ない人数でございます。

そういう少ない人数であるにもかかわらず、統合しないという方向を打ち出しておられる町長の考えを再度お聞きしたいと思います。

続きまして、2点目に町有施設の有料化について。

町有施設の有料化の問題については、昨年10月より町民から、町施設等を使用した場合の使用料を徴収しておりますが、町民から不平不満の声が非常に高く、早急な対応が必要だと思います。この点について、町長のお考えもお聞きいたします。

続きまして、下水道料金の値下げについて。

下水道料金の値下げの問題について、これも町長が公約時に下水道料金を値下げすると公約しておりますが、平成28年度末、下水道の企業債残高が73億2,600万円あります。このような状況を踏まえ、今後どのような対策を講じていかれるか、そのお考えをお聞きし、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 土上議員の御質問にお答えします。

まず、保育所の統廃合についてでございますが、昨年度、小学校及び保育所統廃合についての説明会を15回実施しております。しかしながら、町民の保育所への思い入れが強く、説明会では反対意見もあり町民の理解を得られたとは言いがたく、見直すことといたしました。

保育所統廃合の理由の一つであります保育所の耐震の問題につきましては、耐震基準である昭和56年度以前に建設された3つの保育所は耐震診断を行っておらず、現在の耐震基準を満たしているか不明で、看過できない状況です。6月補正で耐震診断の予算を提出しており、予算成立後に実施し、統廃合の参考にしたいと考えております。

小学校の統廃合については、先ほど林 稔議員にお答えしたとおりであり、今後タウンミーティングを開催し町民の意見を伺い、議会と相談をしながら決めていかなければならないと考えております。

次に、各施設の有料化の問題についての考えを問うとの御質問でございますが、町有施設の有料化につきましては、適切な受益者負担及び施設を利用する人とならない人との負担の公平性確保という観点から、近隣の類似施設の状況等を踏まえて昨年10月の使用料を改定いたしました。これまでの間、町民各位の御理解、御協力を得ながら8カ月余りが経過したところであります。幾つかの町有施設は老朽化が進んでおり、施設の維持管理経費に加え、今後の長寿命化対策など多額の財政需要が見込まれ、引き続き受益者負担の原則から、利用者に応分の負担について御理解を賜りたいと考えております。

一方で、体育協会や文化協会などの町内の公共的団体や子ども、高齢者への配慮、また文化・スポーツ振興の観点からも、今後の料金徴収にあっては活動の負担を軽減できるように検討してまいりたいと考えております。

次に、下水道使用料の見直しについては、町民の皆様の生活を考慮し、ぜひとも実施をしたいと考えております。

料金については、昨年の8月収納分から下水道事業始まって以来、初めての改定を行い、これまでの1立米当たり150円から230円と大幅な値上げを行い、町民の皆様にも多大な御負担をお願いしているところでございます。しかしながら、下水道事業会計の現状では、改定後の料金収入をもってしても、一般会計からの基準外繰り出しがなければ運営は大変厳しい状況にあります。さらに、今後の人口減少、施設の更新、多額の企業債の償還等、下水道事業を取り巻く環境はますます厳しくなることは確実でありますから、使用料をもとの150円までに戻すことは難しいと思っておりますが、下水道使用料に関する件については下水道事業会計のみの問題として捉えるのではなく、町全体の問題として捉え、幾らの値段に設定するか、今後議会の皆様とも御相談しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） ただいま答弁していただいた中から、まず保育所の現状でございますが、もう既に中央保育所とか、そういった雨漏りもかなりしておるのが現実でございます。だからそういった保育所を今、年数たっているからまた新たに耐震の予算をつける

こと自体が、私は非常に無駄なお金かなと思います。それよりもいい施設が2つあるんだから、早くそこへ子どもたちを安全な場所に通学なり保育させたほうが、また最優先ではないかなというふうな思いがいたします。

だからいろいろな形の中で、地域に行って懇親会を開いていただければいろいろな意見も出ると思いますが、やはり最後、いろいろな意見が出て決めてるのはやはり町長自身でございませう。少ない、多い、人数、構わず結論を出すのは町長でございませう。だから、そこら辺を十分理解して、町民と話をさせていただきたい。

それと町民の話し合いの場ですけれども、以前、町長にちらっと聞いたら、要望のあった集落へ行きますよというような言い方を私は聞いたんですけれども、私は逆でないかなと。いい意見を聞くなら、みずから集落のほうへおりていくべきではないかなと。要望があるから、あったところだけ行きますよじゃなく、なくてもやはり集落に一旦おりて、いろいろな方々の意見を聞くのが先かなというふうに私は思います。

だからそういう中で、あと施設の有料化についても早急な再検討をしていただきたいと思います。

答弁については、私は結構でございませう。

○議長（北 信幸君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は、町長と議会の関係と町長の権限について及び今後の財政運営について寶達町長に質問いたします。

初めに、町長と議会の関係と町長の権限についてお尋ねをいたします。

町長は、住民の直接選挙で選ばれ、地方自治法第139条から149条において、自治体を統括し代表するという強い権限を持っています。私たち議員も住民の直接選挙によって選ばれますが、町長は業務を具体的に執行するために、議員とは違った意味で自治体の意思を決める立場にあります。一方、議会には、地方自治法第96条においては条例を制定する、予算を決議するという自治体としての意思を決定する重要な権限があります。また、幹部職員の同意など議会としての意思を行政に反映させることもできます。

そこで、町長と議会の関係、町長の権限について考えをお聞きいたします。

まず、二元代表制に対する認識や思いをお聞かせください。

2点目は、強くて大きな権限を課せられたことに対する町長の決意をお聞きいたします。

次に、今後の財政運営についてお尋ねをいたします。

本町の財政状況につきましては、今日までの財政健全化の取り組みによって、実質公債費比率や将来負担比率の健全化判断比率は改善されてまいりましたが、今後の諸情勢からして今後ますます厳しい財政運営が続くと思われ、決して楽な状態ではございません。

町長は盛りだくさんの選挙公約を挙げていらっしゃいますが、これらの実現には財政の裏づけなくして事業は進みません。公約実現に向け、町民生活に直結する施策経費を削減するのでは意味がありません。ごり押しするかの言動があるとすれば、町長の方針に疑問を感じざるを得ません。公約で、常に安定的な財政運営としているが、具体的にどのように実現していくか考えをお聞きいたします。

まず、いかにして財源を生み出していくのか。

2点目は、安定した財政運営に向けたスケジュール、数値目標及び取り組み方策をお聞きいたします。

3点目は、職員、役所の意識改革と工夫による経費節減について、町長の求める職員、役所のあるべき姿とそれらの実現性、あわせていかなる工夫をされるのかをお聞きし、一般質問を終わります。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 柴田議員の御質問にお答えします。

まず、二代表制に対する認識についての御質問ですが、日本国憲法第93条において、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する、このように規定されております。

現在の日本の地方政治は、首長・議会の議員ともに住民から直接選挙により選ぶ二代表制をとるよう定めていることから、両機関ともに住民代表としての性質を有しているものであります。

次に、二代表制の思いについてであります。首長と議会がそれぞれの役割の中で住民の福祉の増進のために大切な制度であると考えております。

次に、強大な権限を課せられたことに対する決意についてであります。首長というのは地方公共団体を統括し、代表する大変責任が大きく、重い役割を担っているものであります。その中で住民福祉の向上や町の活性化のために町民からの御意見を聞いた上で政策を立案し、議会の御意見、御審議をいただきながら、将来のまちづくりのために取り組

みたいと考えており、常に町民ファーストを心がけ、町政発展のため邁進したいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いします。

次に、今後の財政運営について、いかにして財源を生み出していくのか、2点目の安定した財政運営に向けたスケジュール、数値目標、取り組み方策についての御質問ですが、本町の財政状況につきましては、財政指標による数値改善は年々されておりますが、依然として全国に下位に位置しており、厳しい状況に変わりありません。

町税では、人口の減少などから増加も見込めず、また、地方交付税にあっては削減が確実視される中、地方自治体の財政調整基金などの基金残高を地方財政計画に反映し、地方交付税額を調整する方向で検討されているなど、一般財源の確保が、より一層厳しくなるのが確実であります。こうした中にあっても財政需要は増加の一途であり、一般財源の確保が大きな課題となっており、この限られた財源を今後いかに生きたお金として使っていくかが重要と考えております。

財源の捻出は容易ではありませんが、これまで以上の歳出削減に向け、事業の選択と集中を進めていくことはもちろん、第3次行革大綱に基づく実施計画に理解と協力のもと、スピード感を持って取り組み、実行に移していくほか、遊休資産の処分、財源補填措置の大きい有利な起債の活用、繰上償還による公債費の負担縮減などにより財源確保策を講じてまいりたいと考えております。

現在、本町の最上位計画である総合計画の実現のために取り組んでおりますが、平成31年度までの計画期間となっているまちづくり計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには、新たに過疎指定を受け今後計画策定いたします過疎地域自立促進計画、これらとの整合性も図りながら、過疎債など有利な支援措置を有効に活用しながら、実質公債費比率への反動にも留意し、財政状況を見きわめながら、持続可能な財政運営を図ってまいります。

町民・議会・行政が同じ方向に向かって進み、将来のまちづくりのための政策実行に努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3点目の意識改革と工夫による経費の削減について、町長の求める職員・役所のあるべき姿、これらの実現性、いかなる工夫であるかについてのお尋ねでございますが、本町の置かれた厳しい状況について、職員個々が危機意識を持ち業務に取り組んでおりますが、業務の改善のみならず、職員一人一人のスピードアップにより経費の削減に限らずいろいろな効果が生まれてくるものと考えております。また、今池団地の売却に続き、旧志雄中

学校の跡地利用についても民間の資金・ノウハウを活用することも方策の一つと考えております。

いずれにいたしましても、職員との意見交換、対話も行いながら共通認識のもと、町民のために生きたお金の使い方をする、こういう意識改革につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 再質問を1点だけ申し上げます。

財政運営につきまして、私は2点目の中に、いわゆる数値目標というものについてお聞きをいたしておりますが、今の答弁の中には、それも含めて何点かの答弁漏れがあったんではないかなと思っております。全て数値目標についてでも御答弁いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 具体的な数値目標等についてでございますが、いろいろな財政需要もあり、先ほども申しましたが、収入もなかなか増えにくいといった状況の中、またほかの地域でも頑張っておられて、なかなか今の順位というものが上がってまいりませんが、一つの目安として実質公債費比率は18%を超えない、それが当然のこととして、一つの目安としてそうしたものが県平均の値に近づくような、そういったことを一つの目標として進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 切実な数字でございますので、ぜひとも18%を超えない、これだけは何とあっても町長の方針のように、いわゆる破綻しないような、そういう行政運営に努めていただきたい。そして、町民の幸せのために頑張ってください、このように思っております。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 御指摘いただきましたとおりに破綻状態にならないよう、そしてまた言葉にあったように住民の幸せ、これは本当に一番大事なことだと思っておりますので、しっかり肝に銘じまして取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北 信幸君） 次に、3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保です。

私は、寶達新町長の選挙公約から、今後の町政運営についてお聞きしたいと思います。

今定例会にも議案として提出されています小学校、保育所の統廃合に関する予算の減額についてですが、町長は選挙公約で町民ファーストの精神で町政運営を行うと言っておられました。私が全員協議会の席で申し上げましたように、いくら公約とはいえ今後の具体的な説明も提示せず、いきなりの議案提出というのはいささか乱暴ではないでしょうか。

平成29年度の保育所の入所状況は、小学校の統廃合に備えて区域外の保育所に入所している方もいると聞いています。昨年、小学校及び保育所の統廃合説明会が2度開催され、著しい児童の減少や施設の老朽化や耐震構造でないことから、保護者の理解は得られているのではないのでしょうか。

町長が行うと言っていたタウンミーティングですけれども、一部で開催されたかと思いますが、全区域の開催はまだされていないと思います。どのように町民の声を吸い上げていくのかお聞きしたいと思います。

寶達町長の選挙公約を実行するに当たっては、タウンミーティングを全地区で開催して意見を集約した上で行財政改革審議会や議会の意見を聞いてから、修正、変更を示していくのが筋だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

小学校、保育所の統廃合を初めとする公共施設の統廃合は、第3次行財政改革大綱の実施計画にも上げられています。これらは昭和の大合併から半世紀を経過する中で、人口減少の進行や国、地方の財政状況の悪化のほか、モータリゼーションの発達によって我々住民の生活行動が行政区域を越えているなどから平成の大合併が進められました。その中で、旧町にあるそれぞれ同様の施設を統廃合することによって効率的な行財政運営を進め、多様化、高度化する住民ニーズに応えるためにと中野茂一前々町長が策定したものと、私思っております。

先日の全員協議会では具体的な返答をいただけませんでしたでしたが、この大綱を修正、変更してからでも遅くはないと思いますが、いかがでしょうか。

また、もっと丁寧に、そして真摯に対応していただきたいと思います。

さらに、合併によって、特例として地方交付税の合併算定がえがされていると思います。先の説明では、この特別措置は合併から15年後の平成31年度で終了し、平成32年度からは通常の算定方法となることから、合併時に比較して5億円もの減額が見込まれていると聞いております。統廃合もせず現状のまま運営することになれば、従事する職員の人件費や維持管理費などの削減ができません。また、町長の公約の一つでもある下水道料金の引き下げによって、一般会計から国が定める基準外の負担をすることになれば、これまで前町長が進めてきた財政健全化を逆行させることになると思いますが、そのような認識はございますか。

また、町にとっても大きな財源である地方交付税が削減されている中で、どのような財政運営をやっていくのか、新たな財源確保が予定されているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、町長はフェイスブックをされているそうですが、先日の内容にスポーツセンター横の廃止になっているテニスコートの利用に関して一町民の投稿文に対して、よいと思うという内容の返信をされておられるかと思います。これに関しては、町の公共施設統廃合計画の経緯や条例を御理解した上での返答だったのでしょうか。このような事例はSNSで自分の要望を言えば、町民ファーストの精神でかなえてくれるというふうに捉えかねません。SNSは大変便利なツールですが、一つ間違えれば誤解を招きかねません。先ほど町長が冒頭で、2カ月過ぎ職責の重さを強く感じていますというふうにおっしゃられていたと思います。御自分の立場をわきまえて御利用されるよう御注意していただきたいと思います。

最後に、新町長には大変厳しい質問をいたしました。町民の皆さんは新町長に期待していると思います。私も同じ同期だった議員として、新町長には、町発展のためいろいろと建設的な提案をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 久保議員の御質問にお答えします。

私の選挙公約と町の計画との中で主に整合性をとらなければならないことは、小学校・保育所の統廃合の再検討、下水道料金や施設使用料の適正化についてであります。平成28年2月には、町行財政改革審議会から、これらの取り組み内容について答申されております。

保育所の統廃合については、まとまった児童数を確保し、保育の質を維持するため統廃合を進める、小学校の統廃合については、児童数の減少が進むことから、教育環境を充実させるため統廃合を進める、下水道料金については、健全経営に向けた取り組みを推進していく上で料金改定を検討し、3年ごとに見直しを行う、施設使用料については、受益者負担の適正から適宜見直しを行う、これらの答申を受けております。

今後については、各地区でのタウンミーティングや各種団体等から意見を聞くこととしており、その町民の意見を尊重し、今後の行政運営には反映していきたいと考えており、その内容によっては行財政改革大綱の変更もあり得ると思っております。

総合計画については、第2次町総合計画が平成32年度からスタートすることから、平成30年度には、その策定業務に取り組むこととしており、その計画の中で私の公約も含め、町民の意見を反映した総合計画を策定したいと考えております。

また、財政運営につきましては、先ほど柴田議員にお答えしたとおりでございます。

そして、私のSNSの利用について、自分の立場を理解した発言であったかどうかとの御質問でございます。その件につきましては、場所を上げますと吉野屋のテニスコートですね。あちらが何も利用されんと放ってあると、それで草も生えていまして景観もよくなし、できれば使えたらどうかなという考えで発言をいたしました。私が言うたから、無理にしてくださいということを課にお願いしたものではありません。そしてその後、御希望なさる方、担当課の方、協議の上で、町としてこれまで以上の整備を行うようなつもりもないけれども、その範囲でよろしければ、御自身の責任の中で使うことはあり得るかもしれないと、そんなふうな御協議をさせていただいておるところでございますので、しっかりと責任を持って、これからも発言していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） まず、フェイスブックの件ですけれども、町長に言っているのは、言いわけをしてくれという話ではなくて、SNS、フェイスブックは不特定多数の人が見

ますので誤解を招きやすい。要は、町長が先ほど言ったように重い職責という話も言っていたと思いますけれども、そういうことを自覚して返信なりをしていただかないと、町長が思っているようにとられる人もおれば、そうじゃなく違うふうにとられるというふうなこともあるので注意してくださいというふうに言っていることであって、今の答弁でわかりましたけれども。

あと総合計画、平成32年度から。先ほどから根幹となるというふうには、うちの町の根幹となるのは平成32年、32年といいますと3年後ですか、3年後からということになりますけれども、この間の間というのは、これをタウンミーティングなどして行って思案しているということで、要は町長が言っている公約実行に向けて進めていくという部分に関しては、いささかスピード感がないんじゃないかなというふうには私感じております。

また町民の意見、公約との整合性を今後とっていくと、先ほどは第3次行財政改革大綱もこのまま進めていくと、ただ、今公約を掲げておられる中で変更していく、修正していく、また議会の伺いも立てていく、町民の意見も集約していくということはわかりましたけれども、何分、私何が言いたかったかというと、最初から言っていますけれども、具体的にやはり示していただかないと、時期であったり、こういうふうになったりとか、前回の行財政改革大綱を進めるに当たってのものになるものがあるとは思いますが、比較する、じゃ新しく寶達町長が修正したもの、じゃ前のものというもので比較するというようなことであつたりとか、具体的なものを私どもに示していただかないと、やはりはい、そうですか、じゃわかりましたということで承認することはなかなかできないと思うんですよ。だからそこを親切丁寧に説明をしていただきたい。今後、そういう議案を提出するに当たって、今後進めていくことに当たってタイムライン的ということなんです。

それでタウンミーティングに関しましても、先ほど土上議員も言いましたけれども、今後やっていくということなんですけれども、町長の要は公約実現のためにやるという話であれば、やはりスピード感を持ってやらなくてはいけないと思います。先ほど7月から随時やるということをおられましたけれども、次年度の予算編成というのは11月ぐらいから始まるかと思いますが、来年度の要は予算のこともあるので、どのように、時期の明確化とか、早目にやるのか、それとももう1年置くのかであつたりとか、そういうこともやはり具体的に議会のほうに示していただきたいなと思います。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 再質問にお答えいたします。

総合計画等の町の大切な計画、これは本当に町の将来を考えて作成されたものであって、十分に尊重されなければなりません。一方で、これを杓子定規というか、常に厳格にやっ
ていけばいいかどうかというのもまた違うと思うんですね。策定した後でいろいろな社会
情勢も変わりますし、社会の皆さんの考えも変わってくるし、取り組んでいくことが望ま
れる政策も変わってまいります。

そしてまた、私も選挙で公約を掲げて当選した以上、それを実施に向けて取り組んでい
くという責務もございまして、そういったもの、いろいろなことを考えながら、創発的に
政策を考えて実施してまいります。その都度その都度計画というのもお示しできれば結構
なんでしょうが、なかなか難しい面もございまして、議会等への丁寧な説明や、また町民
の皆さんにも同じように丁寧に御説明する、また反対に御意見もいただく、そういったこ
とをしっかりと絶えず行いながらやっていきたいと思っています。

タウンミーティングですけれども、今のところ7月から実施しようと思っています。
この7月というのは、私なっただけですし、勉強もしながら時期を考えさせていただい
ておりまして、やり方、また回数とかもいろいろ中で考えております。久保議員と土上議
員からも御指摘ございましたが、回数が多ければなおいいことであろうし、またこちらが
どんどん出向いていくことも大切だと思っていますので、またよう考えながらやってま
いります。よろしく願います。

以上です。

○議長（北 信幸君） 3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 町長答弁ありがとうございます。

今後、まだ具体化していないという部分があるのかもしれないですけれども、7月から
タウンミーティングはやられると。私先ほど聞いていたのは、どのように吸い上げていく
かという部分にもあるんですけれども、余り大ざっぱに、ばーんというふうになると意見
の集約もしづらいでしょうし、例えばそういうものを町の運営に反映させていくというこ
とも、もともとある根幹というものは町長も多分崩そうとは思っていないと思うんですけ
れども、公約に掲げたものを例えばテーマとしてやっていただいたり、例えばそこに来て
いただいた方だけの意見の集約では、やはりおかしいことになると思うので、例えばテー
マを決めてアンケートをとるなり、町民の意見を全部吸い上げるではないですけれども、

タウンミーティングだけではなく、そのテーマに沿ったもので意見をまたとられてはどうかかと、いかがかなと私は思っております。

今はそれだけです。答弁は結構です。

○議長（北 信幸君） 次に、6番 林 一郎君。

〔6番 林 一郎君 登壇〕

○6番（林 一郎君） 私は、2点について質問したいと思います。

先ほどの土上議員、林議員、そして久保議員からも質問があったと思いますが、重複するかと思いますが、私なりの質問をさせていただきます。

それは、小学校統廃合準備事業費の減額であります。

主なものとして、マイクロバス購入費、また設計委託料が主かと思えます。この件に関しては、既に予算化されているわけですが、町長も議員時におきましては賛成したかと思えます。それが、町長となって突然の減額、見直しをかける提示されました。

町長は、先の選挙期間中、公約の一つとして小学校及び保育所の統廃合問題に対して見直しをかける公言していたわけですが、このような重要な課題に対し、議会に一言相談があってもよいのではないかと思うが、いかがでしょうか。

小学校統廃合の課題は、少子化問題が大きなウエートを占めているわけですが、これは当町のみならず全国的な傾向、税の流れがありまして、なかなか難しい問題であると思えます。

でありますから、大勢の友達と相肩を並べ、勉学に、スポーツ活動にしても一人でも多くの友達と接し、励むことにより大きな力となりお互いにより結果になると思えます。

町長の公約の関係上、一旦見直しをかけ、その後統廃合にもっていく考えと思えますが、子どもたちが適正な人数規模の中でお互い切磋琢磨しながら、勉学やスポーツ活動に励む環境づくりに一日でも早く着手していただきたいと思えますが、今後の町民等への対応をどのようなスケジュールで訴えていくかを町長に問います。

次に2点目であります。それは、町内全域での各体育施設の利用料の件についてであります。町長並びに関係課長に伺います。

さまざまなスポーツ団体がありますが、私自身グラウンドゴルフ協会に加入しているわけで、申しわけありませんが、一つの引き合いで申し上げます。

現在、約130名ほどの会員がいます。その中の約半数近くが80歳超えであります。しかしながら、皆さん本当に元気で頑張っております。楽しみにしてプレーを行っているところ

ろであります。病気にかからない、健康対策、医療費等で大きな貢献があるかと思えます。こんな折、利用料の負担問題がありまして、皆さんの中に、そんな負担がかかるなら、やめようかなという人たちも出始めております。会員数も減少ぎみであります。前町長も利用料の件で見直しをかけると言っていました。

そこで、見直しの考え方として、何を参考にして基準判断するかを問います。

また、それぞれの協会の役員の皆様に対して説明する場を予定しているかと思えますが、納得のいく説明をし、理解を得るよう努力していただきたい。

また、町外の方々の利用料金に関しても問います。

以上で質問を終わります。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 林議員の御質問にお答えします。

まず、当初予算の減額について見直しをしないのかについてですが、平成31年度の統廃合については、現段階において実施しない見込みであることから、今年度の統廃合予算は執行する予定がなく、減額するものであります。

先ほど林 稔議員にもお答えしたとおり、今後はタウンミーティングを開催し、丁寧に地元住民の声を聞いた上で、できるだけ早い時期に学校配置のあり方を検討し、議会とも相談しながら進めてまいります。必要な時期が来れば、適切に予算措置を行ってまいりたいと考えております。

次に、体育施設の利用料についてですが、公共施設の利用につきましては、施設を利用する人と利用しない人との受益と負担の公平性を確保する観点から、昨年10月から有料としたものであります。ただし地域振興、教育振興等に配慮し、宝達志水町公の施設の使用料に係る減免基準を定める規則を定め、公共的目的で使用する公共的団体、ジュニアスポーツクラブや中学校の部活動などは免除、体育協会、文化協会に加盟する単位協会は2分の1に減額するなどとしております。

しかしながら、有料化により練習回数を減らしたためスポーツの競技力向上につながらない、また高齢者の負担が大きいなど多くの御意見をいただいております。無料にはできませんが、年間パスポート制や回数券方式などの導入も含め、負担軽減に向け、体育施設を管理するNPO法人、宝達志水スポーツクラブとも協議しながら改定作業を進めております。

また、町外の方々の使用料については、定額使用料の2倍の額としておりますが、見直しは考えておりません。

なお、使用料の見直しについては、各施設とも窓口において利用者に対し丁寧に説明していきたいと考えております。

また、体育協会や文化協会等の団体につきましても文書でお知らせするほか、役員会等でも説明したいと考えております。

以上です。

○議長（北 信幸君） 6番 林 一郎君。

〔6番 林 一郎君 登壇〕

○6番（林 一郎君） 統廃合と体育施設の件で再質問させていただきます。

この統廃合の件であります。これ一旦予算化されている事項に対し、このような突然の減額の提示は、私としては考えにくいかと思いますが、これも町長の公約の一つかと思いますが、再度確認したいと思いますが、見直しの見直しを考えることはありませんか。

もう一つは、体育施設の利用料の件ですが、先ほども申し上げましたとおりそれぞれの団体がありますが、公平性の立場から、協会に入っていない団体があるかと思いますが。そういった方々に対してはどのように考えているかを示していただきたいと思います。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 再質問にお答えいたします。

統廃合の予算減額についてでございますけれども、先ほどお答えしましたとおり今年度は実施する計画がなく、また今後、計画を考えたときに、皆さんに御説明、また御相談もいただきながら計上させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（北 信幸君） 生涯学習課長 定免敏彦君。

〔生涯学習課長 定免敏彦君 登壇〕

○生涯学習課長（定免敏彦君） 林議員の再質問にお答えします。

先ほどの町長の答弁のとおり、体育協会等に参加している団体につきましては減免措置を考えて現在進めているところでございます。今のところ協会に参加していない団体につきましては、まだ検討はしておりませんが、その中でもその公共性等を考えて、もう少しまた検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北 信幸君） 一般質問の途中でありますが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

なお、13時から会議を開きます。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（北 信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町議会を代表して、町民の皆さん方から寄せられた3つの問題について一般質問いたします。

最初の町民の方々から寄せられた問題は、来年度から実施される町の国民健康保険が都道府県、石川県に大きく移行されるという不安についてであります。全日本民主医療機関連合会という医療団体の全国組織は、全国の32の都道府県の646事業所を対象に経済的理由による手遅れ死亡事例調査なるものを実施しておりました。それによりますと、平成27年には63人の方が、平成28年には58人の方が経済的な理由で手遅れとなり死亡していることが報告されています。その中で国民健康保険税が払えず、病院に行くことを我慢して、それによって病状が悪化して助からなかったという死亡事例も報告されております。

厚生労働省の調査では、国民健康保険税を滞納している世帯が全国で336万世帯に上り、実に国民健康保険加入世帯約6件に1件が保険税を滞納せざるを得ない状況にあります。その一番の根本原因は、国から地方に来る国民健康保険事業への国庫負担が引き下げられたことであります。1983年まで50%を超えていた国民健康保険の総会計に占める国庫支出金の割合が、今ではその半額、25%にまで下げられたからであります。

国民健康保険法第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとあり、まさに社会保障に寄与する制度として明確に規定されております。国民健康保険は助け合いの制度などではなく、ましてや給付と負担の公平との概念で捉えることは誤りであり、国が財政的責任を負って、お金のあるなしで差別してはいけない制度であることは明確であります。

旧志雄町や旧押水町を含めて宝達志水町の国民健康保険の問題は、それに加えて町行政が国民健康保険制度を法律の条文どおりの社会保障の制度として捉えることができないた

めに、国が国保会計への国庫支出を削減しても社会保障のサービス対象者である国民健康保険加入世帯に国の削減分を負担転嫁するだけ、そして高過ぎて当然払えない国民健康保険税を滞納している世帯の滞納の徴収をサラ金から借りてでも税金を支払えとかつて言っていた石川県の税金滞納整理機構に任せるというお粗末な状態であるということでありませう。全国の多くの市町村が国民健康保険制度は社会保障という法律どおりの捉え方をし、そのために一般会計からの国保会計への税額引き下げを目的とした法定外繰り入れを全国市町村で合計約3,500億円行っていることを見れば一目瞭然であります。

さて、まず国民健康保険税がどれだけ高いのかということを確認しておきたいと思えます。前もって質問趣意書で、自営業の40代の御夫婦でお子さんが2人いる4人家族で所得が250万円の世帯の1、国保税は幾らになるのか、そして、この世帯が何らの事情で生活保護世帯になったときには、2、保護基準額は幾らなのか教えてください。

また、2例目になりますが、夫が給与収入200万円、妻が給与収入60万円で10歳のお子さんがある世帯の1番、国保税は幾らなのか、2番、収入認定額から国保税を差し引いた額は幾らなのか、そして、この世帯が何らかの事情で生活保護世帯になったとしたら、3番として、生活保護基準額は幾らなのか教えてください。

さて、国保税を初めとする国民健康保険に対する町民の方々の不安が、来年からの国民健康保険の都道府県化により解決するのでしょうか。昭和30年代の国民健康保険のスタート当初、国民健康保険の世帯主の多数派は農林水産業と自営業の方々でした。現在では、年金生活者などの無職の方と非正規労働者などの被用者が合わせて国民健康保険世帯主の8割近くを占めております。国保加入世帯の平均所得も、今や130万円台にまで落ち込みました。宝達志水町ではもっと低いと思えます。不況や構造改革による農林水産業や中小企業の経営難、廃業とともに雇用破壊で非正規の労働者が大量に国民健康保険に流入したこと、低所得の高齢者が被保険者の多数を占めることになったことが加入世帯の所得の落ち込みの大きな要因であります。その一方で、昭和60年代の1人当たりの国民健康保険の税額が今では倍以上になっています。これでは、国民健康保険税の滞納が増えるのは当然であります。

さて来年度、国民健康保険に加入されている町民の皆さんの保険税は、石川県が国民健康保険事業に必要な費用を宝達志水町に県への納付金として割り当て、その額を町が町民の皆さんに保険税として賦課徴収する、その後で石川県が保険給付に必要な財源を交付金として宝達志水町に拠出するという流れであります。町が町民にどれだけの国民健康保険

税を課すのかは、石川県からどれだけの納付金を割り当てられるのかに大きく左右されることとなります。

同時に、石川県は宝達志水町の標準保険率を公表することになっています。厚生労働省は、あくまでも標準保険税率は参考であって、市町村には従う義務はないと説明しています。来年秋からことしの初めにかけて、この納付金、標準保険料率の試算を各都道府県は行っているはずですが、5つの道府県がそれを公表していますが、いずれも多く各市町村で大幅な国民健康保険税の引き上げとなり、住民や関係者に衝撃が走っています。

石川県議会ではことし12月には納付金の確定と条例の制定が行われます。町には石川県からこれが示されたのか、担当課長にお聞きいたします。

この国民健康保険税の問題の最後に、町長にお聞きします。

今、町の国民健康保険税の担当者は、恐らく県から示される納付金の額が幾らになるのか、そして全国的な試算では納付金が大きな額になることが予想されているという不安を持っているために、国保税の基金を利用した引き下げにちゅうちょする要因を抱えています。しかし、どうであれ宝達志水町の国民健康保険税は社会保障制度にふさわしくない税額であるのは間違いありません。基金や時には一般会計を利用して値下げする必要があります。平成27年度から低所得者対策として、国から新たに2,000万円の補助金があります。来年度からは、それに加え子どもの被保険者が多い自治体への支援と保険者努力支援制度の創設などで大体同じ金額の予算が投入されます。保険税の引き下げができるし、やらなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、来年度からの町の介護保険制度がどうなるのかとの町民の皆さん方からの不安についてお聞きいたします。

先月26日、地域包括ケアシステムのための介護保険法の改悪案が国会で決められました。この法律に基づいた来年度からの介護保険が始まります。これは、一言で言って介護保険利用者に新たな負担増と給付削減をもたらすものであります。一昨年8月、一部の所得や預貯金のある人に介護利用料金の2割負担を強いて、同時に施設入所時の食費や居住費補助を打ち切ったばかりであります。今度は対象となる方々が新たな負担に耐えられるのかどうかの検討もなく、3割負担の導入をするというのであります。

しかし、これについていろいろな調査で、特別養護老人ホームからの退所や利用料金の滞納が報告されています。また、介護サービスは一昨年8月以来、利用を減らし、生活費をぎりぎりまで切り詰めるなど家族の生活も大きく圧迫しています。この影響を受けた

介護保険利用者は、蓄えがなくなったら妻を施設から退所させ一緒に死のうと思うというところまで追い込まれています。

また、自立支援重度化防止の財政的インセンティブ付与として市町村に交付金を支給するとしています。インセンティブとは、わかりやすくいうと馬の目の前にぶら下げたニンジンのことと理解しています。実はこれがくせ者で、市町村による強引な介護保険サービスの取り上げをさらに拡大する危険が大きく、介護保険の本質をゆがめかねない重大な問題を持っています。自治体の給付適正化の取り組みを国が評価して、要介護認定率の低下や給付費抑制で成果を上げる、そんな自治体に予算を加算する、この制度をこれまでの調整交付金の枠組みで実施したら、適正化が遅れている自治体、つまり介護保険から高齢者を締め出すことにちゅうちょしている自治体にはペナルティーとして作用することは、実は国も認めているんです。

この間、厚生労働省がホームページで推奨する自立支援の先行事例として、例えば三重県桑名市、大阪府大東市などでは自立支援、そして卒業という名による介護サービスの打ち切り、介護認定を受けさせないで基本チェックリストを使った介護サービスを受けさせないための水際作戦、地域ケア会議といって、これを門番とする介護保険の申請、介護保険の更新のはねのけなどが横行していることが明らかになりました。

私は国会の参考人質疑を聞いていたのですが、自治体に公的サービスをとめられたある要介護者が状態の悪化や重症化に至るケースや自費サービスを余儀なく購入していることが紹介されておりました。要介護度の低下と給付費の抑制を自治体に競わせるインセンティブとペナルティーの導入が、こうした介護切りの過熱化をもたらすことは明らかです。年金天引きと過酷な滞納制裁で保険料を取り立てる、その一方、制度を改正するたびに介護サービスの給付が後退していく介護保険の現状には、このままでは介護保険は国家的詐欺になると有職者からも批判の声が出ています。負担増と給付の切り捨ては、介護が必要な人のサービス利用を阻害するものです。公的介護制度に対する国民の信頼を土台から突き崩します。

また、我が子と丸ごと地域共生社会の名のもとに地域住民の支え合いをまず求め、公的財源の保障もなく、地域の支え合いや社会福祉法人による慈善的事業にこの介護を肩がわりさせることを求めることは許せません。

さて、この介護保険改悪から宝達志水町の要介護者を守ることが求められています。そこでお聞きします。

ことし5月17日に全国の知事会、全国の市長会、町村長会などの地方3団体が厚生労働省に緊急要請した中身を教えてください。

次に、前述したように三重県桑名市のような介護度、要支援の方々の措置は適正であったとみなすのかどうかも教えてください。

ちなみに厚生労働省がホームページで推奨していた自治体の新制度活用の特徴は、1番として、要支援者に説得して介護保険から卒業を促す、2番として、介護事業者などにインセンティブで卒業を促す。ちなみに介護保険を卒業させたら、卒業させた自治体に1万8,000円、ケアマネジメントをやっているところに3,000円など、これがインセンティブです。3番目に、新たな介護保険サービス希望者を基本チェックリストを使わせて介護認定にかけないで介護保険を使わせない。4番目に、地域ケア会議を介護サービスを受けさせない門番の役割をさせて、介護の申請や更新を簡単にさせないようにするということがあります。

ぜひこれに対する措置、どう考えるのか教えてください。

ことしから始まった要支援1と2の方の訪問介護と通所介護が介護保険給付から外されました。今回の介護保険法改悪は、この制度をよりひどくさせる仕組みがところどころに盛り込まれておる改悪であります。町長にお聞きしますが、介護保険に関しては町民の立場に立つのか、お国の言うとおりに高齢者から介護保険サービスを取り上げるのかの決断が今迫られています。我が町の高齢者、介護保険を利用している方々に自立の名前でサービスの取り上げはしない、そういう決意はおありかどうか、お聞きするものです。

そして、もしそういう決意をされるなら、これから何をしていくおつもりかお聞かせください。

次に、宝達志水病院の建設設計変更について、1,000万円を超える予算計上され支出されたと全員協議会で報告がありました。これについて町民からも疑問が出ていますので、お聞きいたします。

宝達志水病院の当初の設計では、現場で発生した土の敷きならしは現地で埋め戻すとなって建設予算が立てられ執行されました。ところが、この現場で発生した土を産廃として羽咋市の滝谷へ搬出するための費用の1,000万円余が補正されたのであります。詳細を入札手続運営委員長である副町長にお聞きします。

次に、この設計変更は全員協議会で説明のあったように異例な変更であります。責任の所在はどこにあるのか、どう思われるのか、これも副町長にお聞きします。

この問題が町民に注目されるのは宝達中学校が建設間もない期間での水漏れやひび割れが生じた宝達中学校の建設業者と同じ建設業者が建設した病院、宝達志水病院での事件だからであります。この問題の責任の所在をはっきりさせることが町民から求められていると思います。

町民の方々が言うのは、自分たちは町財政の見通しの誤りから県内一番に高い下水道料金が課せられる一方で、税金の無駄遣いをしていると思われる業者と行政による今回の設計変更は許されないとの思いからだそうであります。この問題の責任の所在をはっきりさせて、しかるべき処分を下す必要がありますが、いかがでしょうか。この問題も責任者の副町長にお聞きして、質問を終わります。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、国保税は高過ぎるという認識があるかとの御質問ですが、県内全19市町につきまして、御提示のあったモデルケースの1と2について試算してみましたところ、中ほどの10番、11番目になり、高過ぎるということはないという認識でございます。

次に、平成28年度の国保会計決算で基金積み立ては幾らになったのかという御質問ですが、残高は8,055万円でございます。

また、平成30年度、国から我が町への支援金が倍になるとの御指摘についてです。平成27年度からの低所得者対策の強化のため、国は自治体への財政支援として約1,700億円を投入し、平成30年度から追加で1,700億円拡充するという案を出しました。この追加分については、自治体の責めによらない要因による医療費増・負担、精神疾患や子どもの被保険者数、非自発的失業者、こうしたケースの対策として、あるいは保険者努力支援制度に対する支援であり、我が町への支援金が倍になるとの御指摘は当たらず、これをもって今、国保税の引き下げができるとは考えておりません。

次に、介護保険制度についての御説明ですが、介護保険制度については、65歳以上の高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数も増え、その結果、介護給付費も増大している現状です。国では、2018年度の制度改正に向け議論を開始しておりますが、町といたしましても今後の国の審議状況を注視し、住民の負担が大きくならないよう働きかけていきたいと考えております。

介護保険法の基本理念には、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよ

うに適切な介護給付を行うものとする」とあり、また、国民の努力義務として、みずから要介護状態となることを予防し、その有する能力の維持向上に努めるものとする」とあります。

来年度から始動される介護保険改正法で、我が町の高齢者には自立支援の名で介護サービスの取り上げはしない決意であり、必要な方には必要な介護サービスを利用していただき、同時に介護予防の推進と強化を進め、住民同士の助け合いやボランティア等、高齢者の社会参加と高齢者を支援する多様な生活支援サービスを整備していき、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう、住まい・医療介護・予防・生活支援を一体的に受けられるまちづくり、地域包括ケアシステムを構築していきたいと考えております。

次に、宝達志水病院設計変更工事について、1社による入札を中止することとの御質問ですが、当町では、予定価格が3,000万円以上の工事につきましては指名競争入札ではなく、事後審査型制限つき一般競争入札を行っております。病院新築工事についても同様の入札を行っており、公告により入札参加者を募集した中、2社の応募があり、株式会社安藤・間が落札しております。1社による入札を前提としたものではなく、適正な入札方式の中、落札した業者でございまして、今後も同様の入札方式を実施したいと考えております。

問題を生じさせた業者は出入りを禁止すること、行政も処分をとのことですが、施工業者、設計業者及び町においても適切に対処しておると考えております。

なお、細部については、副町長、所管の課長から答弁させますので御了承願います。

○議長（北 信幸君） 副町長 松浦敏昭君。

〔副町長 松浦敏昭君 登壇〕

○副町長（松浦敏昭君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、発生土搬出の費用として約1,000万円の追加費用が発生した理由でございますけれども、新病院につきましては、当初地上4階建て、85床で設計を進めておりました。しかしながら、全国的な資材費、労務費の高騰によりまして工事費が当初計画を大幅に超過する見込みとなったことから、工事費を縮減するため規模を3階建て、70床に縮小するなどの設計見直しを行っております。この中で発生土処分に係る費用につきましても、改めて格安な処分場を探すこととして、当初予定されておりました処分場へ搬出する計画を変更し、病院建設用地の東側である旧志雄中学校跡地に敷きならす計画としたところでございます。

この発生土を当初の処分場へ搬出して処分した場合は、運搬費用のほか処分費用がかかるわけでございますけれども、今回の行った処分につきましては、石川県中能登農林総合事務所との協議によって、羽咋市滝町の圃場整備場で受け入れが可能となったことから処分費用は不要となり、滝町までの運搬費のみが追加となったものでございます。

また、今回搬出した発生土につきましては、産業廃棄物ではなく再生資源として再利用されたものでございます。

なお、搬出日時は8月8日から10日、8月17日から20日、24日から26日、9月1日の延べ11日間でございます。

次に、設計変更の責任はどこにあるのかということにつきましては、処分場を改めて探すということにしたこととございまして、町が計画を練ったものでございます。業者あるいは設計業者に関しては、その責任を問うということについては難しいのかなというふうに思っております。

しかしながら、議員各位に対しての説明が欠けていたということについては、この場をかりて深くおわび申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（北 信幸君） 健康福祉課長 村山敬一君。

〔健康福祉課長 村山敬一君 登壇〕

○健康福祉課長（村山敬一君） 小島議員の国民健康保険に関する御質問にお答えいたします。

まず、①のケースでは、家族構成を仮に設定し仮計算をしましたところ、国保税は42万円です。所得税は1万5,800円、町県民税は5万3,000円になります。その他公共料金等につきましてはわかりませんが、これまでの計算で48万8,800円がかかることとなります。

また、この世帯の生活保護基準額は幾らかとの御質問でございますが、生活保護費は月額で14万7,820円になります。また、この世帯は国保の法定減額には適用いたしません。

次に、②のケースでは収入認定額は幾らかとの御質問ですが、それを決めるためには過去3カ月の平均収入から勤労控除や実質控除を差し引いた残りであるということになりますので、具体的な数字がつかめません。国保税を差し引いた額も今のところお答えすることはできませんが、こちらの家族の構成を仮に設定いたしまして試算しましたら、この家庭は2割軽減になりまして、国保税は22万2,300円となります。この世帯の生活保護基準額は、あくまでも仮定ですけれども、月額12万3,520円であります。

次に、ことし夏前に納付金と標準保険料率が県から町に示すとあるが決定されたかとの

ことですが、現段階では、国から県に平成30年度の仮計数を提示するのが秋、確定するのは冬ごろと聞いております。

次に、介護保険に関する御質問にお答えいたします。

まず、ことし5月17日に全国知事会や市町会、町村長会の地方3団体が厚生労働省に緊急要請した介護保険に関する要請は、政府の経済財政諮問会議や財政制度等審議会において、都道府県の保険ガバナンスや抜本強化や保険者の機能の発揮に向けたインセンティブ改革等の重要な議論が当事者であります都道府県や市町村が不在の場で行われており、地方自治体との協議を進めるよう強く求めるということでもあります。

次に、三重県桑名市は平成27年度から、大阪府大東市は平成28年度から全国に先駆けまして総合事業を実施しております。2市とも要支援者に対して自立支援につながるサービス会議、地域ケア会議を市が開催し、担当のケアマネジャーや介護保険事業所、リハビリ職等が要支援者の状態や希望に沿った多様なサービスの利用を検討、半年後に評価し、目的が達成された方にはサービスを卒業してもらい、住民主体の地域サロン・生活支援サポーター等につなげております。

要支援者に対しての説得、介護保険事業所等への誘因で卒業を促されたと感じている方もおいでいると報じられております。要支援者の方の生活の中でできないこと、やりたいことはさまざまあります。介護サービスの参加も卒業も自己決定が理想ではありますが、資源には限りがあり、要支援者の要望や実態に合ったサービスを多職種で検討、評価していくことは重要であります。しかし、卒業の強制は不適切だと判断いたします。

また、新たな介護サービス希望者に対して基本チェックリストを使い介護認定にかけないがありますが、基本チェックリストは平成18年度から実施されている介護予防対象者を選定する物差しであり、総合窓口において迅速に対象者を把握し、介護予防教室等を紹介する方法としては適切ですが、必要な方に介護認定を進めないのであれば、介護保険の理念に反し不適切な対応だと判断をいたします。

また、地域ケア会議を介護サービスを受けさせない門番の役割をさせ、申請や更新を簡単にさせないということにつきましては、地域ケア会議の役割は個々の事例課題から地域の課題を把握し、地域づくり・資源開発・政策形成につなぐことであり、介護保険を受けさせない門番の役割は不適切であります。また、必要な方に介護申請や更新を簡単にさせないことは、介護保険の理念に反し不適切な対応と判断をいたします。

以上であります。

○議長（北 信幸君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 国民健康保険税が県内を見て高くないという、県内を見ましたら真ん中ですから高くないんです。おっしゃるとおりなんです。ただ高いかどうかの判断というのは、町長が選挙のときにも町民ファーストと言っていたように、やはり町民の生活実態との関係なんですよ。私、これに近い方々、余り自分のやつを正直に書かんといってくれというので、これに近い方、収入はこれよりもちょっと低いんですけども、その例を出したんですよ。自営業者で40代の御夫婦で所得が250万円、この方々というのは、2割、5割、7割の軽減というのは受けられませんから、国民健康保険税がこれだけで、何やかんや引かれれば200万円なんです、所得は。でも、この方々の生活保護基準は約180万円あるんですよ。180万円、子ども2人で40代、年間で180万円の生活保護、一方では、国保税とか引かれたら200万円しかない、所得は。この20万円の差で生活、そういう状態なんです。それだけ国民健康保険税というのは高いんだということを認識していただきたいんです。

それと同時に、ぜひに比べていただきたいのは町長御自身の社会保険料、共済の保険料、これが一体どれだけなのかということを見ていただいたら、町長の今収入は、今回条例改正されて、2割減額というふうに御自分で提案されましたから60何万円ですけども、その町長の年間収入で社会保険料はどれだけなのかというと、この国保の方々の健康保険料はどれだけなのかと比較をぜひしていただきたいんですよ。町長よりも収入がどんと低くて、国民健康保険料がどんと高い人というのはいっぱいおられるんです、ちょっとの収入で。ぜひその比較もしていただきながら、社会保障の制度なんですから、国が一番悪いんですよ。出すべき社会保障に対するお金を出さないというのは、国保の事業全体で5割出しておったのが、今25%しか出していないんですよ、国が一番悪いんです。でもそれを、国がそうやっているから、うちも何もしないぞと、この姿勢はどうなのかと思うんです。

そもそもが地方自治法では、地方自治体で一番重要なことは福祉を守る、健康を守る、安全を守るというのが福祉の機関ですから、ぜひそれは今後検討課題として持っていただきたいなと思っておるんです。

ですからぜひここで高くないという判断じゃなくて、ぜひいろいろな角度を見ていくということをもう一回御質問したいなと思っておるんです。

それと介護保険に関しては町長は、先ほど答弁されたように自立の名前でのサービスの

取り上げはしない、その決意は持つておるんやということを言われたので、それ以上のことはお聞きしないつもりです。

3番目の病院の土地の発生土の問題で、当初は大きく、何でこの発生土を処分しないで、もう一回ちょっと答弁、聞き漏らしたんですけれども、現場でならさないで持っていくことになったのかというのを、もう一回答弁してくれますか。

○議長（北 信幸君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 国民健康保険のことに関しましては、御指摘もございましたようにモデルとして提示していただいたケース、そういった方、また広くいろいろな方の保険制度における保険料の負担状況、御指摘のとおりによく考えながらやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（北 信幸君） 副町長 松浦敏昭君。

〔副町長 松浦敏昭君 登壇〕

○副町長（松浦敏昭君） この工事に係る残土というか掘削土の見込み量につきましては、当初設計がされたときには6,245立方メートルが予定されておりました。実際、掘った結果におきましても変わっておりませんが、当初設計段階では、この所定の処分場へ搬出、処分する費用が1,760万円余りということで設計されておまして、先ほど述べましたように総事業費を削減する中で、もう少し格安の処分場を探した上で、改めて処分すると、搬出するというので旧志雄中学校の敷地内に仮置きするというにいたしました。

中学校敷地内に仮置きするだけでも500万円余りの費用が発生するわけですが、当面そうしたことで、後ほど場外搬出ということを探しておりましたところ、羽咋市滝町の圃場整備の区域へ搬出するというので、最終的にはこの搬出費、運搬費用が1,550万円余りというふうになったわけでございます。

当初、場内に仮積みするのに500万円ということで、最終的には1,500万円かかったわけですので、1,000万円を追加したということでございますけれども、当初、所定の残土の処分場へ搬出する費用が1,760万円見込まれておりましたので、処分費が発生しない分、約210万円ほどは安く済んだかなというふうに理解しております。

以上で答弁を終わります。

○議長（北 信幸君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。
これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。議案第31号から議案第42号までの議案12件及び報告第1号から報告第11号までの報告11件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第31号から議案第42号までの議案12件及び報告第1号から報告第11号までの報告11件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月9日から6月15日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月9日から6月15日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（北 信幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は6月16日午後2時から会議を開きますので御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後1時46分散会

平成29年6月16日（金曜日）

◎出席議員

1 番	林	稔	7 番	守 田 幸 則
2 番	塚 本 勇 仁		8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六		9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛		10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷		11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎		12 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	松 栄 忍
主 幹	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
副 町 長	松 浦 敏 昭
総 務 課 長	近 岡 和 良
危機管理室長	村 井 康 志
情報推進課長	藤 本 清 司
財 政 課 長	村 井 仁 志
企画振興課長	一 家 剛
住 民 課 長	荒 井 雅 子
税 務 課 長	定 免 文 江
健康福祉課長	村 山 敬 一

健康づくり推進 室 長	小 川 智 子
農林水産課長	越 野 好 則
地域整備課長	安 達 大 治
会 計 課 長	松 田 真由美
宝達志水病院 事務局長	岡 田 正 人
教 育 長	山 岸 芙 美
学校教育課長	金 田 成 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	宮 城 宏
生涯学習課長	定 免 敏 彦
文化財室長	村 井 伸 行

◎議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討論
- 日程第 4 採決
- (追加日程)
- 日程第 1 議案第43号 財産の取得について
- 日程第 2 発議第 1 号 「歩育基本法」の策定を求める意見書
- 日程第 3 議案に対する質疑
- 日程第 4 討論
- 日程第 5 採決
- 日程第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（北 信幸君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、6月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（北 信幸君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 金田之治君。

〔病院運営特別委員長 金田之治君 登壇〕

○病院運営特別委員長（金田之治君） 病院運営特別委員会委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月9日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて内容の確認を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、町立宝達志水病院開院後の状況について質疑が行われました。

委員会では、付託案件について町当局から説明及び報告を受け、その内容については地方公営企業法の規定による報告である旨を踏まえ、了承をいたしました。

以上、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（北 信幸君） 次に、教育厚生常任委員長 小島昌治君。

〔教育厚生常任委員長 小島昌治君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして、当委員会に付託されました案件について、去る6月12日に教育厚生常任委員会を開催いたしましたので、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、議案第31号に質疑や討論、議論が集中いたしました。その中心は、小学校統廃合の準備予算の7,935万円と保育所統廃合のための予算774万4,000円を削除することについてであります。

委員会では、「少子化問題における小学校統廃合の持つ意味」、そして「子どもの発達や教育における統廃合の意味」、そして「財政問題と統廃合」という3つの視点からの質疑や議論が活発に行われました。また、過去の小学校保育所統廃合説明会の開催の仕方の問題が委員会で指摘され、町民の意思が反映されるように今後のタウンミーティングに生かしていくための提案もされました。

また委員会では、少人数学級や複式学級についての一般質問での教育長答弁が誤解を招くおそれのあることを指摘し、改めて教育長より、複式学級のデメリットだけでなく、少人数学級や複式学級のメリットもあわせて報告を受けました。

町当局からは付託案件についての説明を受け、各案件を審査した結果、議案第31号は賛成2、反対3で否決すべきものと決定いたしました。

その他の議案2件は、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件は、いずれも全員賛成で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、当委員会では、町長の専決処分についても言及がありました。専決処分の中に条例改正など専決にそぐわないと思える案件も含まれていたからであります。地方分権一括法の制定を受け、専決処分のあり方についてのルールづくりにも実践的に踏み込む必要が確認されたことを報告しておきます。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（北 信幸君） 次に、総務産業建設常任委員長 久保喜六君。

〔総務産業建設常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、そ

の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「有害鳥獣対策として取り組む緩衝帯整備事業」、「観光ポスターの作成の件」、「町有地の利用計画について」、「下水道事業の実施計画と下水道料金について」、「カラスによる農作物への被害防止対策」、「ケーブルテレビの利用料」などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

当委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案10件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の4件は、いずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「新規事業の実施や事業変更による予算の減額については、議会と十分協議の上、取り組まれない」、「梅雨時期に向けて町民の安全・安心のため道路や河川の安全点検を実施されたい」との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承を得たこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（北 信幸君） 以上で委員長報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北 信幸君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（北 信幸君） これから議案全般にわたっての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

9番 金田之治君。

〔9番 金田之治君 登壇〕

○9番（金田之治君） 議案第31号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）について反対をいたします。

6月8日開会の6月定例議会、町長の提案理由、7人の議員から一般質問の答弁、その後開かれた2常任委員会の審議の中で、保育所、小学校の統合はしない、タウンミーティングで町民の意見を聞くとしておられますが、現在示された統合案ができ、15回の校下ごとの説明会を開催するまでに約8年を要しました。その内容は、私も4回の説明会を傍聴してまいりました。少ない参加者の中、統合反対者の意見が突出をして、静かに意見を交わすことなく異様な雰囲気でありました。

さて、本議会町長答弁では、今から意見を聴取するとのことで、具体的なスケジュール、見通しも明確に答えていただけませんでした。統合しないと明確に答弁されている以上、タウンミーティングは統合しないための裏づけをする反対者の集まりでしかないと考えます。

教育行政は、10年、20年先を見越し、将来を担う子どもたちに最善の環境を整えるべきと考えております。複式学級を目前にしてそれを容認すると答弁されているようでは、この町の人材を育てる希望が失われるのではないのでしょうか。工場誘致と子育て環境を整え、子どもたちを増やすと答弁されていますが、言葉は簡単ではありますが、効果が出るまでには、大変な努力と財政負担が必要だと考えます。

人口減少は全国的な問題であります。6月2日付の厚生労働省が発表しました出生率は1.44で、1899年以降最低となったと発表されたことは御存じのことと思います。平成28年2月に策定されております宝達志水町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略など町独自の将来人口も予測されておりますし、国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計も、いずれも減少傾向にあると明確に打ち出されております。人口増加につながる施策も大切なことは十分理解をいたしております。根本的な解決策には、ほど遠いと思われま。

これらのことを鑑み、教育環境整備が急務であると考えます。与えられた条件を真摯に受けとめ、教育行政を誤りのない方向に向かい、導かなければなりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（北 信幸君） 次に、賛成討論はありますか。

10番 小島昌治君。

[10番 小島昌治君 登壇]

○10番（小島昌治君） 私は、今定例会に上程されました議案及び報告案件について全て賛成し、議案第31号の平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

今回のこの補正予算案の中心は、町内小学校統廃合の準備予算7,935万円と町内保育所統合の予算774万円余の合計8,709万円余を今年度予算から削除するということであります。これに私は賛成するものであります。

その理由は、そもそも旧押水町と旧志雄町の合併時、行政と議会は、小学校は町内で5校と決めて、それを町民に周知しています。その方針に基づき、宝達小学校を除く各小学校には食育のため、食堂棟が合併後、順次建設されているのであります。宝達小学校に食堂棟をつくらない正面切つての理由を、議会は、少なくとも私は説明を受けておりません。恐らく合併時の小学校は町内で5校という約束が町民への説明もなく、途中どこかの場所とどこかの段階で、反故にされた疑いがあるのであります。そのことが今回の小学校や保育所の統廃合が問題になる出発点になっているように思えて仕方がありません。

宝達志水町への合併時の約束、つまり小学校は町内で5校という公式な約束を覚えている町民の方々にとっては、統廃合ありきの行政からの説明は、まさに寝耳に水であります。合併時の約束を反故にしたことを知っている行政と町内5校が2町合併の必要条件であったと思っておられる町民の方々との間の溝は、上からの統廃合の押しつけでは埋まりません。今後、統廃合議論の出発点は、合併時の約束がどのように反故になっていったのかの町民への説明と反省、謝罪から始めるべきだと私は考えます。

また、合併時のこの約束が反故になっていった背景には、町の財政の大変さがあったのだと思います。しかし、その当時の財政状況と現在の財政状況の違いは、さまざまな財政指標を比較したら明らかです。一部強引過ぎると感じる点もありましたが、前町長が立派に立て直していった財政状況の到達点に立っての説明が必要であります。

また、小学校の合併を余りにも急ぐ背景には、3月議会でも指摘しましたが、国の圧力を感じざるを得ません。具体的には、財務省から文部科学省を通しての圧力です。文部科学省の来年度の職員総数削減計画より1万人以上の教員の削減を財務省が打ち出す、その帳尻合わせに宝達志水町も犠牲になっていると指摘せざるを得ないのです。

地方と国の関係を対等、平等とした地方分権一括法の考えはどこへ行ったのでしょうか。私は町民の願いや思いが出発点でないとと思われる宝達志水町の小学校と保育所の統廃合計

画は、一旦白紙に戻す必要があると思います。そのために今年度の予算から小学校と保育所の統廃合予算を削除するのは当然だと考えるのであります。

実は、小学校と保育所の統廃合予算を削ることが今の6月議会で決まりそうだとの情報を聞きつけた若い子育て世代や地域住民の方々が、複式学級にならないように子どもたちを増やそう、地域で一人一人が大事にされ、誰もが住みたくなる地域をつくろう、こういう声を上げ始めていることが重要であります。我々議会や行政は、この声を運動にしていこうことが求められているのではないのでしょうか。

人口減少に歯どめをかける仕事は、議会や行政だけの仕事でなく、全町民的な運動に広がるきっかけをつくる、この一般会計補正予算案に賛成します。

最後になります。どうしても議会や行政で意見の統一ができないなら、住民投票条例を発動することを町長に進言し、討論を終わります。

○議長（北 信幸君） ほかに討論ありませんか。

3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 私は、本定例会に上程されました議案第31号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）に反対し、討論を行います。

一般会計補正予算案に反対する第一の理由は、小学校、保育所統廃合に関する予算の減額についてと今後の町政運営について、余りにも不透明であるということです。

私も今定例会で一般質問で述べましたが、今後の町政運営についての短期、中期、長期にわたってのビジョンが明確になっていない中での議案の提出、さらに町長答弁では、議会と相談の上、進めていくとおっしゃっていたにもかかわらず、今議会開催期間中にも議会には何も相談がなかったと思います。町長は本当に議会と相談し進めていこうと思っていますか。町民のファーストの精神もいいですが、町民代表の議会を軽視していないでしょうか。

また、選挙公約はわかりますが、それらを実現すると、この先、町の5年、10年先はこうなっていますというものをまず具体的に示していただきたい。相談するといっても相談しない、具体的なものも示さない、これで、はいそうですかとは言えません。私も町民代表の議員の一人で責任があります。このような不透明なまま議案を認めるわけにはいきません。

また、今定例会中の総務建設産業常任委員会の中、また、先ほどの全員協議会の中でも

氷見市と当町の合同道路愛護デーの会見式100周年記念事業について質問があったと思いますが、町長は、経費節減等の見解から実施しないと明言されました。この会見式は1918年、大正7年、富山県早川村、現在の氷見市、石川県北志雄村、現当町が地区の発展は道路整備からと始めました。この日は5,500人もの方が道路沿いの除草に励んだと記録されています。以来、先人の方々の積み重ねによって、一度も欠かすことなく今年100周年を迎えるものであって、今日昨日できるものではありません。この節目の年にさらなる100周年に向けた思いの記念事業だったと思います。そして、これら先日の方々やこれらのためを思っただけの予算だと思いましたが、経費節減だけで実施しないのでは問題があると思います。

これも町長が議会と相談して進めると言っていることに反していませんか。余りにも乱暴であると思います。今後は丁寧に、そして真摯に対応していただきたいことを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○議長（北 信幸君） ほかに討論はありませんか。

8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 皆さん、御苦労さまでございます。

私は、議案第31号 平成29年度一般会計補正予算（第1号）について賛成をいたします。先般、3月に町長選挙がありました。6割以上の支持を得て、寶達町長が当選いたしました。そもそも3月の当初議会、3月に選挙があるため前倒しで2月に選挙を行うわけでございます。本来ならば骨格予算、暫定予算を組んで、新しく町長になった人が6月の今回の補正予算に肉づけをして、今回提出するわけでございます。ところが、3月当初議会の中身を見ますと、ほとんど肉づけのある予算でございます。であるならば、新しくなった町長が肉づけするんですが、全部してある。なぜそういうことになっているのか、非常におかしく思っております。

何かの意図があるのか、それ以上言いませんが、今回の選挙で寶達町長は保育所、小学校は統廃合はしませんが訴えて選挙を行って町長になったわけです。だからこそ、今回の保育所統廃合の予算、保育所の整備費774万4,000円、そして中学校の統廃合の予算、スクールバスその他入れまして7,935万円、それを減額補正して何が悪いんですか。違いますか。

もう一つは、小島議員も先ほど述べましたけれども、保育所、小学校なくなって地域で

喜ぶ人いますか。みんな悲しみます。やはり保育所、小学校がなくならないために、地域の皆さんが子どもからお年寄りまで一緒になって、その小学校を守る、そういう精神でやらないと絶対残りません、はっきり言って。その例がかほく市に2個あります、高松の大海小学校、児童数93人しかいないんですよ。宇ノ気の金津小学校、86人しかいないんですよ。なぜ統廃合の対象にならないか。やはり地域の人みんな一緒になって小学校を守るんだという気持ちで、小学校を核としてコミュニティーの施設として一生懸命やっているからなんですよ。うちの町も同じく、そういうふうにしてみんなを守らないとだめなんですよ。

10年前から宝達志水町の総合計画、もう合併ありきで進んでおります。それは計画だから、それでいいんです。でもこの8年間、何か子どもが減らないようにいろいろな施策をしましたか。ようやくやり始めたのは2年前、それは保育所の第2子の無料化、そして18歳までの医療費の無料化、それはやりました。平成27年度に生まれた子どもの数は何人かわかりますか。54人です。平成28年度、7人増えました。61人生まれたんです。ということは効果が多少あったのかなという思いを持っております。それをもうちょっと早く早く、いろいろな施策をやればこういう結果にならなかったんです。非常に残念に思うわけであります。

ですから、私はみんなでこの町を守るという精神のもとで、みんなで頑張って保育所、小学校を残すんだという気持ちになっていただきたいと思います。

もう一つ、1点賛成いたします。

それは、ことし能登のほうで痛ましい事件がありました。殺人の事件がありました。大学生が誘拐して、ありましたね。そのためにも今、中学校のスクールバスのバス停、夜暗いからLEDの電気をつけて、子どもらの安心・安全のために、そして命を守るために今設置するんです。637万5,000円、それで子どもの命が助かるんですよ。それを一日も早く執行していただきたい。

ぜひともこれからの宝達志水町の将来を寶達町長に託して、町民ファーストで、町民が一番なんです。行政のための町じゃだめなんですよ。町民の町民による町民のための町なんですよ。ぜひとも皆さんと一緒に頑張って応援していただきたい。そして、これからの将来を寶達町長に期待を申し上げまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（北 信幸君） ほかに討論ありませんか。

7番 守田幸則君。

〔7番 守田幸則君 登壇〕

○7番（守田幸則君） 私は、議案第31号 平成29年度一般会計補正予算（第1号）について反対討論を行います。

当予算では民生費、保育費では保育所統合事業費を減額、新たに耐震補強診断業務委託料が計上され、教育費では小学校統廃合準備事業費が減額計上をされておられます。当予算は、小学校及び保育所統廃合検討委員会の報告を受け、行政及び議会が審議を重ね、平成28年6月下旬ごろから町当局が保護者、地区住民に対し説明会を開催し、統合についての基本的な考え方をお伝えしたところであります。

また、当案件は第3次行財政改革大綱実施計画の一つでもあり、議会でも説明され、慎重に審議がなされ、検討してきたところであります。そして、平成29年3月議会で教育環境の充実、保育所の児童数の適正な規模の確保など各状況を踏まえ、当該予算を可決決定したところであります。この予算はどちらも町長の公約の一つでもある小学校、保育所統廃合の予算でもあります。

先の一般質問の答弁では、今後、小学校統廃合についてはタウンミーティングを開催し、地元住民の声を聞いた上で、できるだけ早い時期に検討し、議会と相談しながら、時期が来たら適切な予算措置を行う。また、3施設の保育所については耐震診断を行い、統廃合の参考にしたいと統廃合もあり得るようなお答えでございました。

教育厚生常任委員会で統廃合についてお尋ねをしたところ、統合は反対ですとはっきりと言われました。であるならば、保育所の耐震診断後の3施設の今後の計画をはっきりと示していかなければ、この予算は本当に生きたものにはならないのではないのでしょうか。小学校においても、統廃合しないのであるならば、教育の場は平等だという観点から、宝達小学校に食堂棟をつくらないといけないのではとの質問に対し、作りませんと即答でお答えをいたしました。常に住民の意見を聞きと言っておられましたが、時には意見を聞かずに自分の考えをはっきりとおっしゃられる。本案件における答弁については、終始一貫性がなく、町長の考え方、方針に疑問を覚えるところであります。

したがって、今回の提案には反対をいたします。

また、本予算の中には学校施設整備費、中学校施設整備費でスクールバス停内にLED照明灯を設置する予算が計上されております。生徒たちの安全・安心を考えたとき大事なことではありますが、今、求められているのは室内灯だけでなく防犯灯、防犯カメラの設置があわせて求められているのではないのでしょうか。

さらには、町内に防犯カメラを計画的に設置することにより、町民や若い世代の生徒たちが、その方々の安全が本当に図られていくのではないのでしょうか。また、町民ファースト的考えは、私たち議員も町民のことを一番に考え、町の将来を思う気持ちは同じだということをつけ加え、反対討論といたします。

○議長（北 信幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北 信幸君） これより採決に入ります。

まず、議案第31号 平成29年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は否決です。また、総務産業建設常任委員長の報告は可決です。よって、この採決は起立により行います。議案第31号は原案のとおり可決と決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北 信幸君） 起立少数です。したがって、議案第31号は否決されました。

○議長（北 信幸君） 次に、議案第32号 平成29年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第35号 平成29年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第32号から議案第35号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、議案第32号から議案第35号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北 信幸君） 次に、議案第36号 町長の給与の特例に関する条例についてから議案第38号 宝達志水町過疎地域自立促進対策のため固定資産税の課税の特例に関する条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第36号から議案第38号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、議案第36号から議案第38号までの議案3件は委員長の報告とおり可決されました。

○議長（北 信幸君） 次に、議案第39号 字及び小字の区域並びに名称の変更についてから議案第42号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の一部変更についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第39号から議案第42号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、議案第39号から議案第42号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北 信幸君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）から報告第5号 専決第5号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）までの報告5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第1号から報告第5号までの報告5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、報告第1号から報告第5号までの報告5件は、委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北 信幸君） 次に、報告第6号 平成28年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、報告第7号 平成28年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第8号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でありますので、いずれも御

賢察の上、御承認願います。

○議長（北 信幸君） 次に、報告第9号 専決処分の報告について、専決第6号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてから報告第11号 専決処分の報告について、専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの報告3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第9号から報告第11号までの報告3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、報告第9号から報告第11号までの報告3件は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎日程の追加

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。ただいま議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（北 信幸君） それでは、追加日程第1 議案第43号 財産の取得について及び発議第1号 「歩育基本法」の制定を定める意見書の議案2件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします契約案件1件について御説明申し上げます。

議案第43号 財産の取得についてであります。

本案は、志雄小学校スクールバスを購入するものであり、乗車定員29人乗りマイクロバスについて、有限会社深井自動車サービスから666万3,176円で取得するため、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北 信幸君） 次に、9番 金田之治君。

〔9番 金田之治君 登壇〕

○9番（金田之治君） 発議第1号 「歩育基本法」の制定を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

全ての国民が心身の健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことは誰しも賛同するところであります。そのためには日々の生活における食事や運動が重要です。食事の大切さについては、平成17年に食育基本法が制定されたところですが、運動、とりわけ歩くことについては、最近その重要性の認識が高まっています。さらに歩育を、歩行を手段とする子どもの健全な成長に資することを目的とした教育活動、保健活動及びその促進活動と位置づけて、その趣旨を広める社会運動の拡大が見られます。

この歩育の効果としては、歩くことにより健康の増進を図ることができる、子どもに対する教育効果が認められる、人の触れ合いや交流が促進されること、車の使用の自粛につながり、地球温暖化の抑制を初めとする地球環境の保護に向けた効果が期待できることなどが認められます。

このように歩育は食育の重要性と比較しても、まさるとも劣らない効用があるにもかかわらず、現状では、その運動を総合的に進め、発展させるための法律の制定がなされておりません。よって、本町議会といたしましては、国会及び政府に対して歩育の重要性を鑑み、歩育についての基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の歩育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出し、歩育基本法を制定するよう強く要望するものであります。

以上、提案の趣旨を申し述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北 信幸君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北 信幸君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北 信幸君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北 信幸君） これより採決に入ります。

まず、議案第43号 財産の取得についてを採決いたします。

議案第43号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（北 信幸君） 次に、発議第1号 「歩育基本法」の制定を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（北 信幸君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とい

たします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北 信幸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 信 幸

署名議員 北 本 俊 一

署名議員 守 田 幸 則